

唐津市職員措置請求書

唐津市公共工事に於いて市長および関係職員に関する措置請求の要旨

1 請求の趣旨

唐津市長および担当したり関係した職員は

令和4、5年度に実施した「健康サポートセンター法面整備工事」のうち令和5年度事業を令和5年8月31日に「完成」とし、その工事費（代金）を同年10月10日に支払った

工事費（代金）を「3.4%減額（約96.6%）」とした工事費（代金）は10月10日に支払っている。

それは、完成現場の現状に比し、およその完成度に相当する金額とは考えられない。その際同課が「支払い額に工事がどう見合っているか検討を行っていない」で予算を執行（支払い）したことは不適切で不当。

その「完成度に見合わない（ふさわしくない）」分は〈過払いであり、その分唐津市に損害を与えている。

よって、市長および担当もしくは関係した職員は、市に〈過払い分〉を返還、補填等をすべきとの措置を求めます。

2 請求者

3 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙資料、写真、説明書等を添え、必要な措置を請求します。

令和5年11月6日

唐津市監査委員様

